

ID: 5091

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)		
法令名称 根拠条項	景観法 第32条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 (原状回復命令等についての準用) 第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日